

国立大学法人 東京大学 物性研究所 低温液化室 寒剤利用内規

平成 17 年 3 月 16 日 制定

平成 30 年 6 月 1 日 改訂

低温委員会

低温液化室

1. 寒剤

ここで寒剤とは、液体ヘリウム、液体窒素、ヘリウムガス、及び窒素ガスをさす。

2. 利用者の資格

利用者は、物性研究所の所員・職員・学生・共同利用研究者及び低温委員会が利用を認めた者で、かつ、低温液化室が主催する高圧ガス利用講習会を受講した者に限る。

3. 利用の詳細

利用の詳細については、「物性研の手引き」及び「低温液化室ホームページ」をよく読み、所定の事項を遵守すること。

4. 利用料金等

1. 寒剤の供給価格は、低温委員会で決定する。なお、液体ヘリウムの供給価格は回収を前提とした価格である。
2. 寒剤の利用料金は、原則として月毎に取りまとめの上、学内精算可能な研究室の運営費交付金等から徴収する。また、寒剤費明細を研究室に配布する。
3. 液体ヘリウムに限って科研費、委任経理金等(以下 科研費等)での利用を認める。科研費等で液体ヘリウムの供給を受ける場合は、別に定める「科研費等による液体ヘリウムの利用について」の規定にしたがって徴収する。
4. その他、故意にヘリウムガスを放出する等の行為が認められた場合は、実費を徴収する。

5. 回収

ヘリウムガスは必ず回収すること。なお、ヘリウムガスの回収が行えない場合は一切の供給を行わない。

6. 利用責任

寒剤を利用するときは担当教官、実験室責任者等の責任のもとにおこなう事。

附則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 30 年 6 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。